

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	管理区域外への物品搬出に伴う表面汚染密度測定において、マニュアルに定める物品移動基準(0.8Bq/cm ² 未満の検出限界値)を適用すべきところ、1.4Bq/cm ² 未満の検出限界値を適用したことが認められたため、原因調査・対策検討。 なお、法令に定める表面汚染密度を満足していることは確認済み。	G II	
2	2号機	原子炉給水制御系給水流量計(A)において、指示不良(流れが無いにもかかわらず、90t/h指示残り)が認められたため、当該計器を点検・修理。	G III	
3	4号機	補機冷却海水系海水ポンプ(A)において、モーターベース、下部ファンガイド、カップリングガイド、エアクーラー下部に腐食が認められたため、当該箇所を点検・修理。	G III	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系乾燥機(A)蒸気入口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
5	その他	1～4号機の警報発生時操作手順書において、中央制御室の警報窓との照合を行ったところ未作成の項目(1号機:61件、2号機:10件、3号機:13件、4号機:17件)が認められたため、当該項目を新規作成。	G III	